

資 料

（ 所 得 税 関 係 ）

目

次

・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）－諸控除関係－	1
・ 家族に関する控除の現状	4
・ 家族に関する控除の構造の見直し（3つの考え方）	5
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（配偶者が給与所得者の場合）	6
・ 給与収入階級別の配偶者特別控除の適用状況（平成12年分）	7
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の推移（イメージ）	8
・ 配偶者控除・配偶者特別控除に関する主な沿革	9
・ 「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する中間報告（抄）	11
・ 共働き等世帯数の推移	12
・ 雇用形態別雇用者数（役員を除く）の推移	13
・ 平成13年度国民生活白書（抄）	14
・ 過去1年間の年収別パート労働者数割合	15
・ 夫の所得（年間収入）階層別妻の就業状況	16
・ 妻の就業状態・所得（年間収入）階級別世帯割合の推移	17
・ 世帯構成の状況（昭和50年・昭和61年・平成12年）	18
・ 課税最低限の推移	19
・ 人的控除の概要	20
・ 人的控除額の推移（平年分）	21
・ 扶養控除の概要（所得税）	22
・ 扶養控除の主な沿革（所得税）	23
・ 所得税の各人的控除（扶養控除については対象区分別）の減収見込額	24
・ 寡婦（寡夫）控除	25
・ 勤労学生控除	26

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成14年6月〕
〔税制調査会〕

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(1) 基本的考え方 ー広く公平に負担を分かち合うー

① 諸控除

わが国の個人所得課税の「空洞化」を示すものとして、就業者総数に占める非納税者の割合や、課税最低限の高さが指摘できる。課税最低限は一定の基本的な控除の積上げであり、その水準は納税者と非納税者を分かつメルクマールとなるだけでなく、全ての納税者の課税所得金額を左右する。課税所得は、税率とともに税負担の最も基礎となる要素であり、諸控除のあり方を見直しは、「広く公平に負担を分かち合う」との理念の下、極めて重要な課題である。今後、その見直しを行っていくに際しては、次の3点が重要な視点となろう。

イ. 所得税・個人住民税においては、婚姻、育児、老齢等の様々な生活の局面に応じ、各種の控除が措置されている。個々人の事情を斟酌し得ることは、この税目の重要な長所であるが、これまでに社会保障等の生活関連の「インフラ」整備等が進展してきたことも踏まえれば、税制としてはできる限り簡素化・集約化する方向を目指すことが適当である。

ロ. 諸控除の見直しに当たっては、男女共同参画社会の進展や雇用慣行の変化等のライフスタイルの多様化、少子・高齢化の進展といった構造変化に対し、税負担に歪みが生じないような、また、経済社会の中で行われる個々人の自由な選択に介入しないような中立的な税制とすることも重要である。

ハ. 高齢化の進展により、公的年金等控除などによる課税ベースの縮小がますます加速する。この「空洞化」を是正するためには、課税ベースを拡大する方向で諸控除のあり方を見直すことが必要である。

(中略)

(2) 諸控除の見直し

① 家族に関する控除

イ. 人的控除の簡素化・集約化

(ⅱ) 所得税・個人住民税においては、家族構成など個々人の生活上の事情を納税者の担税力の減殺要因とみて、様々な人的控除等を設けている。これらについては、以下の点を考慮し、(1)①で述べた視点から検討されるべきである。

a 制度創設時と比べ社会保障や教育等の分野において各種の「インフラ」が整備されてきている一方、個々人の生活上の事情は様々であり、税制で個別に配慮することには自ずと限界があるほか、生活が豊かになり、配慮すべき事情についての国民の価値観も多様化していること

b 割増・加算措置が追加されてきた結果、本人に係る控除に比べ家族に係る控除の方が大きくなっており、また制度が複雑になっていること

(ⅲ) 具体的には、次のような適正化措置を講じることにより、基本的には、家族に関する控除を基礎控除、配偶者控除、扶養控除に簡素化・集約化すべきと考える。

a 特定扶養控除、老人扶養控除等の様々な割増・加算措置、勤労学生控除や寡婦（夫）控除等の特別な人的控除は、廃止を含め、制度をできるかぎり簡素化すべきと考える。なお、障害者控除のように真に配慮が必要な者についての控除については引き続き存置する。

b 配偶者特別控除については、配偶者の収入の増加に応じて世帯主本人の控除額が減少する仕組みがとられていることにより、パート労働者の就労調整の原因とされる世帯の税引後手取りの逆転現象は税制上解消されている。しかしながら、配偶者控除の上乗せという仕組みであるため、配偶者については世帯主本人に二つの控除が適用されることとなり、本人や、他の扶養親族に係る配慮とバランスを失うこととなっている。また、男女共同参画社会の形成の観点からは、男女の社会における活動の選択に対し中立でないという指摘も多い。これらを踏まえれば、配偶者特別控除については、基本的に制度を廃止することが考えられる。なお、その際、税引後手取りの逆転現象について税制上何らかの配慮は必要であろう。

ロ. 人的控除の基本構造の更なる見直し

次に、これらの3控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）からなる人的控除の基本構造の更なる見直しについては、論点を明確化するため、あえて次の三つの異なる考え方を示し、国民の議論に付したい。

この際、考え方2または考え方3のように、配偶者控除や扶養控除を廃止する場合には、基礎控除を拡充することをあわせ考慮に入れる。

（考え方1－基礎控除、配偶者控除、扶養控除の三つの人的控除で構成する）

扶養による担税力の減殺に配慮するという、現行の人的控除の趣旨を踏まえたもの。さらに、配偶者と扶養親族との区別をなくすことにより、「家族控除（仮称）」と基礎控除の二つに集約する案もある。ただし、男女共同参画社会の形成の立場からは、配偶者特別控除の廃止（前述）にとどまらず、配偶者控除そのものも廃止すべきとの意見もある。

（考え方2－配偶者控除を廃止するとともに、扶養控除については児童及び老齢の親族のみに対象を限定する）

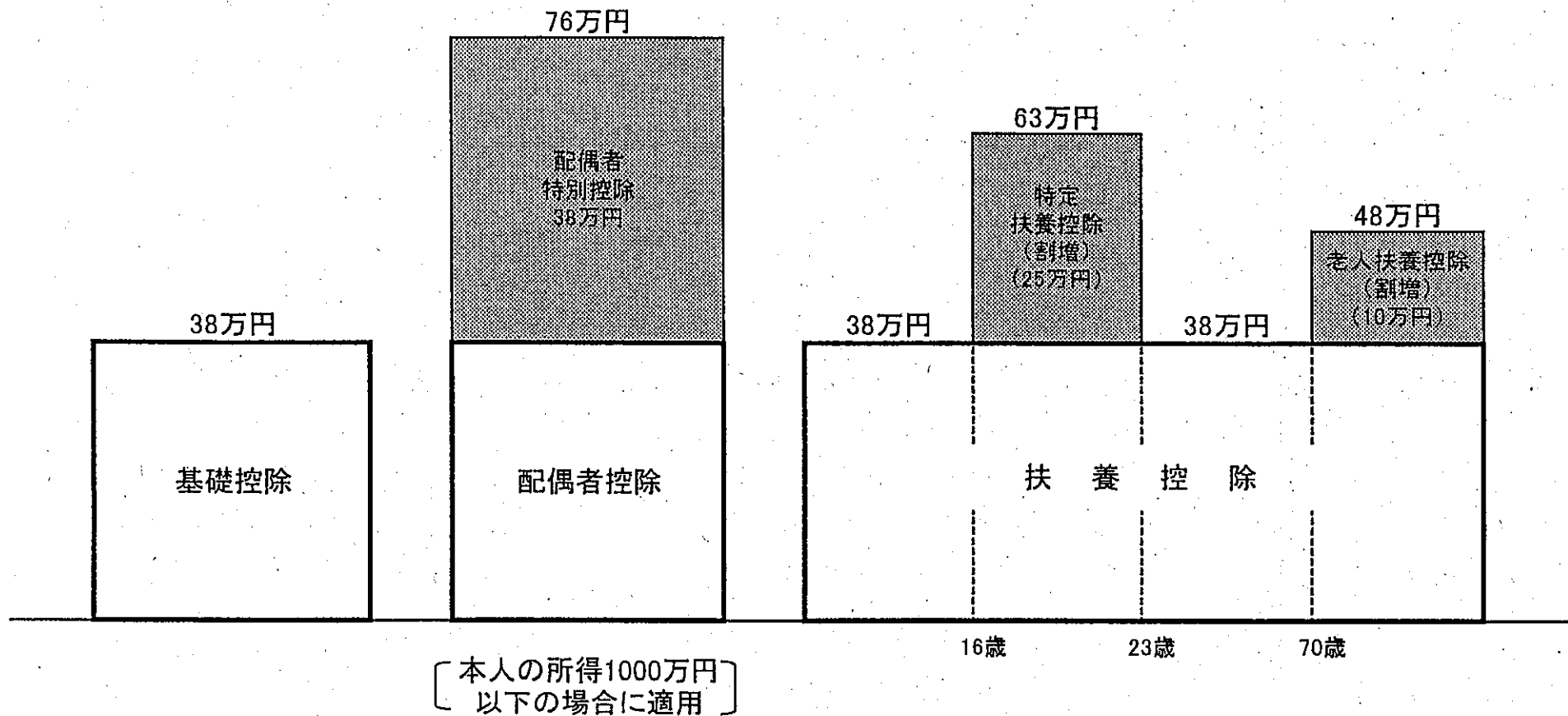
基本的には本人の基礎控除のみとするとの考え方に基づくもの。成人は自ら就労して所得を稼得し、自らに基礎控除を適用する可能性を持つため、これを扶養する者について扶養控除の適用を認めない。しかし、児童及び老齢の親族については、就労する機会も乏しく、自らに基礎控除を適用する可能性が少ないことから、扶養控除として取り込むという趣旨。扶養に伴う担税力の減殺に配慮しないことに加え、親族が一定の年齢に達するだけで本人の税負担が急変してしまうなどの問題がある。

（考え方3－配偶者控除及び扶養控除を廃止する一方、児童の扶養について税額控除を設ける）

本人の基礎控除のみとするとの考え方を徹底しつつ、別途、児童の養育に対し、税額控除という形で配慮するもの。所得控除と異なり、所得の多寡にかかわらず同等の配慮が可能となる（ただし、非納税者には及ばない）。他方、扶養に伴う担税力の減殺を全く認めないといった考え方は個人所得課税制度になじみにくく、また、他の所得控除と税額控除が混在することとなるため制度として複雑になる。

家族に関する控除の現状

配偶者、扶養親族の有無に応じ、本人の所得の計算上、控除がなされる仕組み



社会保障等の生活関連の「インフラ」整備の進展、経済社会の構造変化(男女共同参画社会の形成、ライフスタイルの多様化、少子高齢化の進展)等から、各種の上乗せ措置による配慮にも限界
⇒ 簡素化・集約化が課題

家族に関する控除の構造の見直し (3つの考え方)

考え方1

基礎控除

配偶者控除

.... これらを合わせて
「家族控除(仮称)」?

扶養控除

考え方2

基礎控除

拡 充

—

扶養控除

児童及び老齢の
親族のみ

考え方3

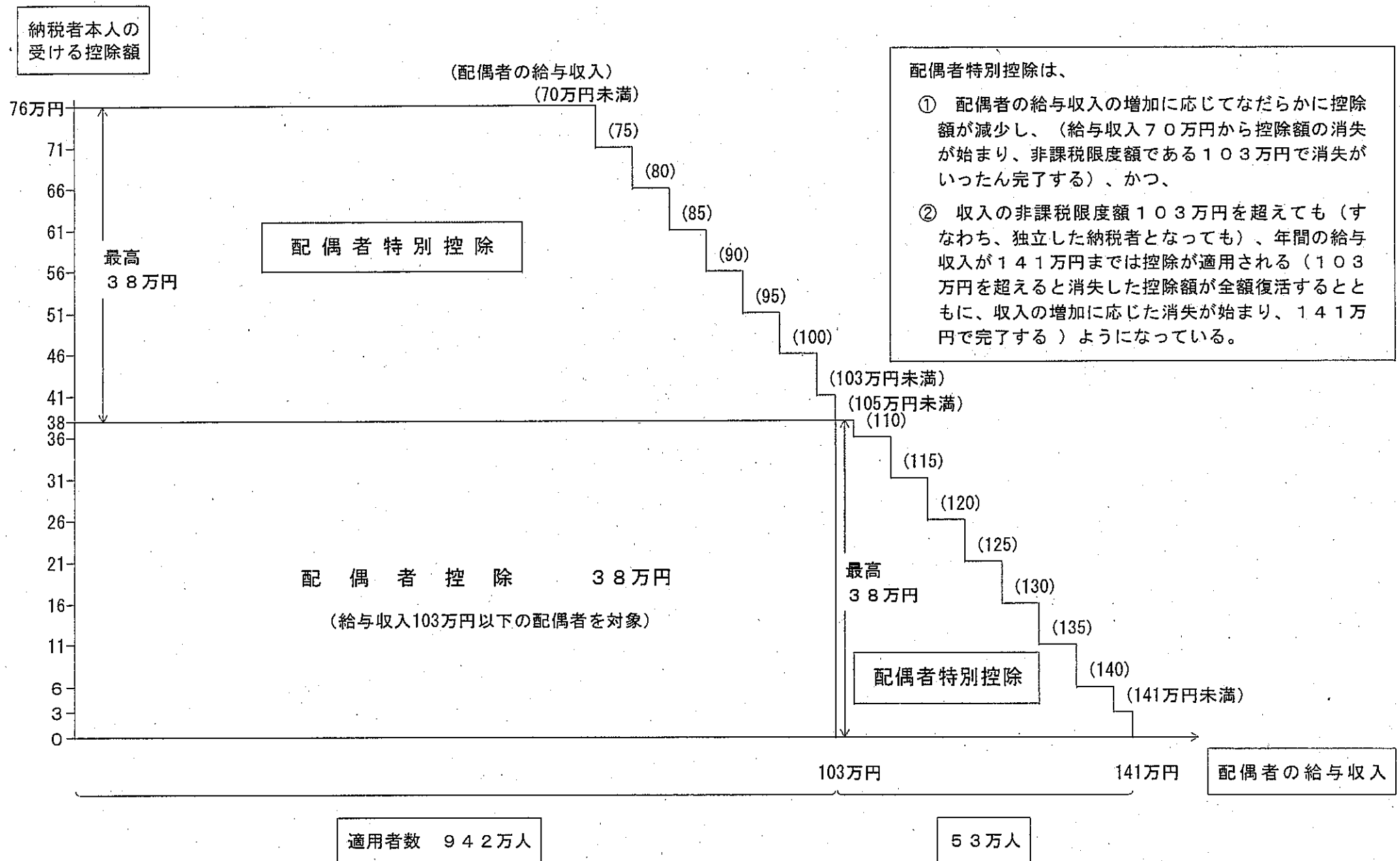
基礎控除

拡 充

—

児童の扶養に
ついて
税額控除

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（配偶者が給与所得者の場合）



（備考）国税庁「民間給与の実態（平成12年分）」（年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者（納税者））により作成。

○ 給与収入階級別の配偶者特別控除の適用状況(平成12年分)
(年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(納税者))

区 分 給与階級	配偶者特別控除の適用のある者						配偶者特別控除の 適用のない者
	配偶者控除の適用あり			配偶者控除の適用なし			
	人員(千人)	金額(百万円)	一人当たりの適 用金額(千円)	人員(千人)	金額(百万円)	一人当たりの適 用金額(千円)	人員(千人)
100万円以下	—	—	—	—	—	—	—
200万円 //	6	1,356	226	20	6,689	334	2,651
300万円 //	193	62,048	321	61	19,189	316	5,256
400万円 //	82	271,412	330	95	27,095	286	6,000
500万円 //	1,623	540,938	333	115	29,705	259	4,299
600万円 //	1,696	558,896	329	87	22,515	258	2,630
700万円 //	1,530	504,705	330	55	13,148	241	1,442
800万円 //	1,210	397,202	328	42	9,758	234	956
900万円 //	925	304,831	329	24	5,771	245	596
1,000万円 //	619	204,040	329	15	3,877	263	360
1,500万円 //	792	265,979	336	15	4,218	284	997
2,000万円 //	—	—	—	—	—	—	350
計	9,419	3,111,408	330	527	141,965	269	25,484

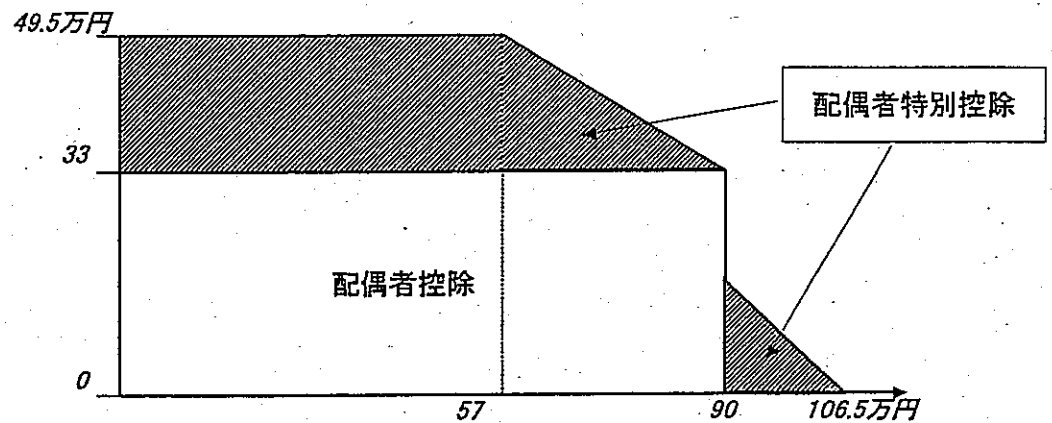
(備考) 国税庁「民間給与の実態」より作成。

配偶者控除・配偶者特別控除の推移（イメージ）

<昭和62年～>

配偶者特別控除創設
(最高16.5万円)

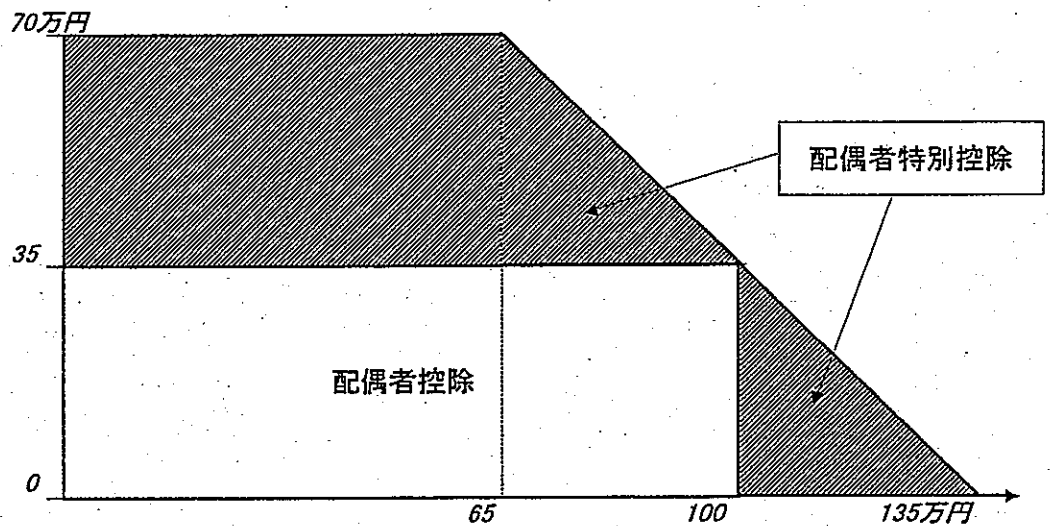
<本人の所得要件>
800万円以下



<平成元年～>

配偶者控除引上げ
(33万円→35万円)
配偶者特別控除引上げ
(最高16.5万円→最高35万円)

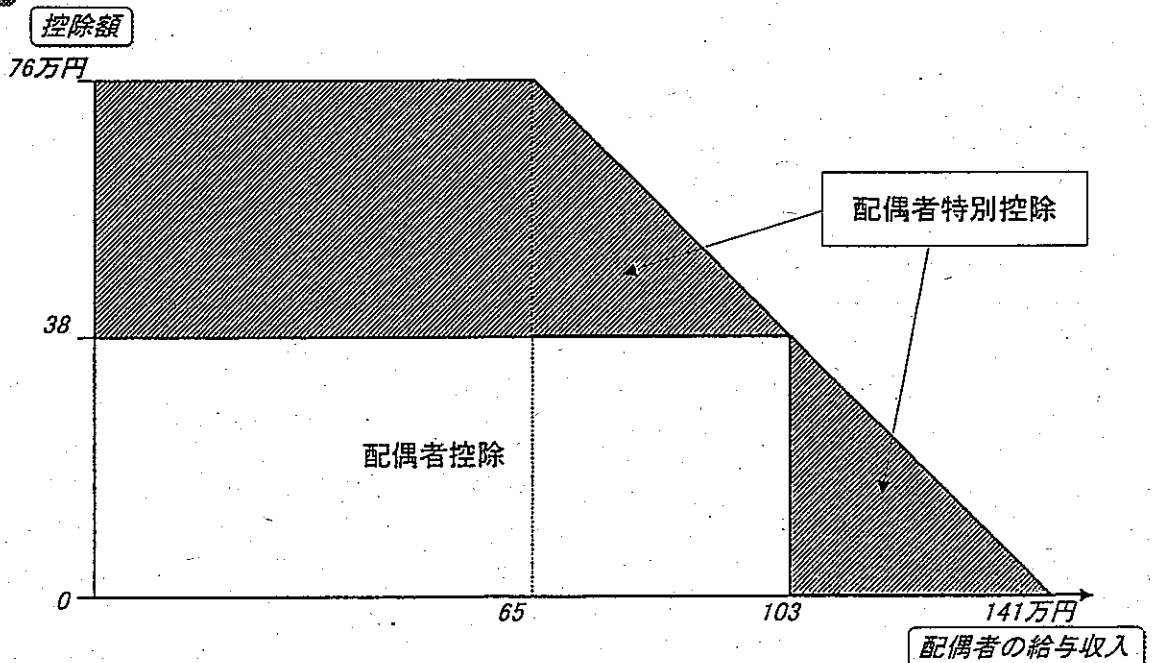
<本人の所得要件>
800万円以下→1,000万円以下



<平成7年～現行>

配偶者控除引上げ
(35万円→38万円)
配偶者特別控除引上げ
(最高35万円→最高38万円)

<本人の所得要件>
1,000万円以下



(注) 1 昭和62年分所得税の臨時特例法適用後の配偶者控除の額は38万円である。
2 昭和62年分における配偶者特別控除の額は、16.5万円を11.25万円として計算する。

配偶者控除・配偶者特別控除に関する主な沿革

税制の抜本的見直しについての答申（抄）〔昭和61年10月28日 政府税制調査会〕

第二 個別税目についての検討

一 個人所得課税

6 課税単位及び配偶者特別控除等

(3) 配偶者特別控除の創設

(中略)

片稼ぎの給与所得者世帯にあつては、所得を稼得する仕事に直接従事しているのはたとえその一方であるにせよ、他方の配偶者もその稼得を支えていると考えるのがおそらくは自然であり、その意味では所得税及び個人住民税の課税に当たつて、何らかのしん酌を加えることが妥当ではないかと思われる。

その場合、配偶者が所得を稼得する仕事に直接従事しているわけではないことから、所得を分与する形でしん酌するには無理があると考えられる。そこで、所得の稼得に対する配偶者の貢献といった事情をも念頭に置きつつ、世帯としての税負担の軽減を図る趣旨で、現行の配偶者控除に加え、おおむねその半分程度を目途として所得税においては15万円、個人住民税においては12万円の配偶者特別控除を設けることが適当である。

また、この配偶者特別控除は所得の稼得に対する配偶者の貢献への配慮に加えて、税負担の調整を図る趣旨から設けるものであること、あるいは今回税率の累進構造が大幅に緩和されることを考慮すれば、一定額以上の多額の収入を得ている者についてまで適用することには問題なしとしないので、この点について、所得税及び個人住民税負担全体のバランスを踏まえつつ、今後更に検討する必要がある。

(中略)

なお、所得の稼得に対する配偶者の貢献という点については、共稼ぎ世帯や事業所得者の世帯においても同様の状況にあるのではないかとする指摘や配偶者特別控除についても二分二乗制の場合と同様に女性の社会進出を抑制するおそれがあるという意見があつた。

税制改革についての中間答申（抄）〔昭和63年4月28日 政府税制調査会〕

第二 個別の検討

一 個人所得課税の負担軽減・合理化

3 人的控除

(1) 所得税

(中略)

③ 具体的には、次のような改正を行うことが適当である。

イ 基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を一律に引き上げる。

(中略)

ロ 世帯としての税負担やパート問題への配慮といった観点を踏まえ、配偶者特別控除を引き上げる。
また、この控除の適用される者の所得要件(現行800万円以下)を引き上げる。

なお、配偶者特別控除額を配偶者の所得に対応して1万円刻みで調整する現行の仕組みについては、制度の簡素化の見地から見直しを行う。

税制改革についての答申（抄）〔平成6年6月21日 政府税制調査会〕

第三 個人所得課税の軽減

3. 課税最低限等

(1) 個人所得税の課税最低限が累次にわたる引上げにより既に高い水準となっており、また、個人所得課税は広く国民に負担を求めることが適当であること等を勘案すれば、所得税制のあり方の問題としては、課税最低限を構成する基礎的な人的控除について、その引上げを行うことは適当ではない。ただ、少額納税者層に対する消費税率引上げに伴う負担増への配慮から、ある程度引き上げることもやむを得ないとする。

「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する中間報告（抄）

（平成 14 年 4 月 男女共同参画会議 影響調査専門調査会）

2. 税制・社会保障制度等改革の具体的方向

1) 税制

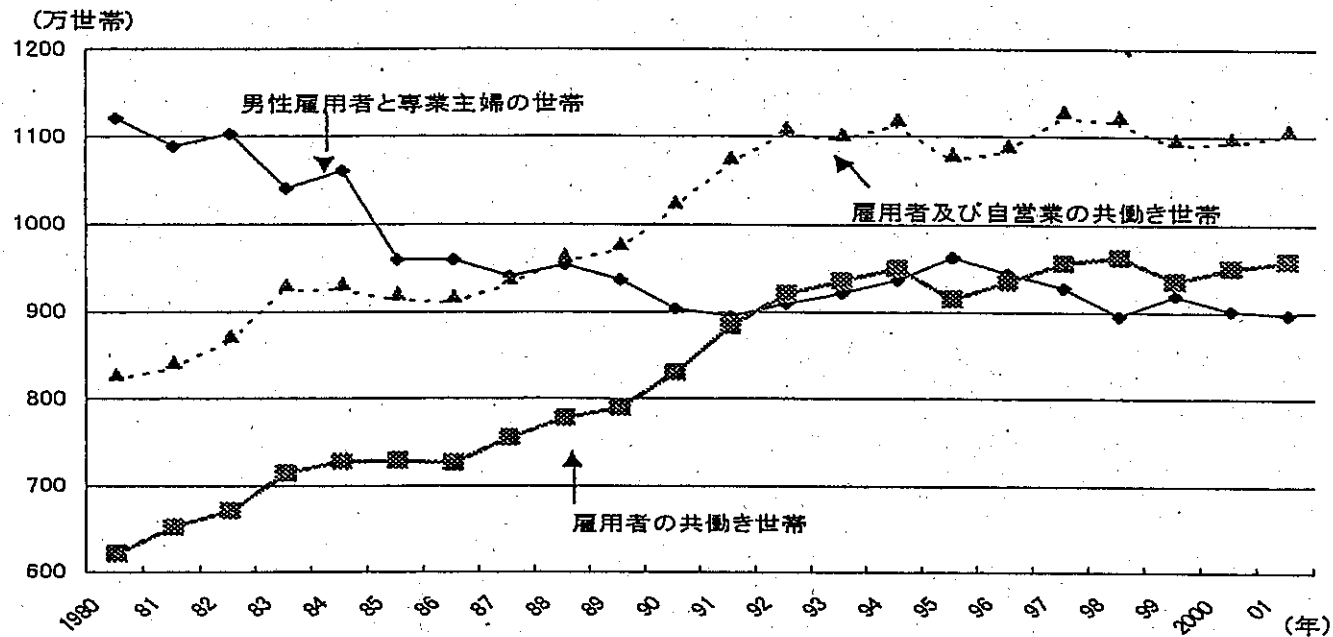
我が国では所得課税は個人単位となっているが、配偶者控除、配偶者特別控除は、配偶者の所得がない場合や低い場合などに適用されるという点で世帯への配慮が含まれている。しかも、両控除は、本人分の基礎控除と同額であり、合計すれば最高 2 倍となり、過大になっている。なお、個人単位とは対極的な制度としては、世帯単位と 2 分 2 乗法などがある。2 分 2 乗法は、夫婦の所得が合算されて均等に分割されてそれぞれに課税されるため、累進的な税制の下では片働き世帯が相対的に優遇されて配偶者の就業に対して一層非中立的になるという問題がある。

既に見たように、配偶者控除、配偶者特別控除を設定している現行制度は、世帯合計での年収の逆転現象が生ずることとは階段状に控除を消失させることで総じて解消されているものの、制度を意識した賃金・年収・労働時間調整が行われているという点で、就業に中立的ではない。更に、配偶者による家事労働というサービスを無償で享受している（「帰属所得」がある）のにも関わらず、かえって減税されている、といった考え方もある。或いは、配偶者が専業で家事に従事すれば、分業の利益が大きいと考えられるので担税力があるのに、かえって減税されている、という考え方もある。また、企業の家族手当等も就業調整を引き起こす要因となっているが、税制に合わせて設定されている面がある。

こうしたことから、配偶者控除、配偶者特別控除制度は見直すべき時期に来ている。具体的には、縮小又は廃止により世帯配慮をなくすべきであるが、導入されてから既に長い年月を経ており、そのメリットを享受している国民は多数に上る。従って、その制度の見直しについては、その変更による国民の負担に与える影響を調整するよう配慮することが、大多数の国民に受け入れられるための条件であろう。

共働き等世帯数の推移

1990年代初年以來、「雇用者及び自営業の共働き世帯」数は、「男性雇用者と専業主婦の世帯」数を上回るようになってきている。

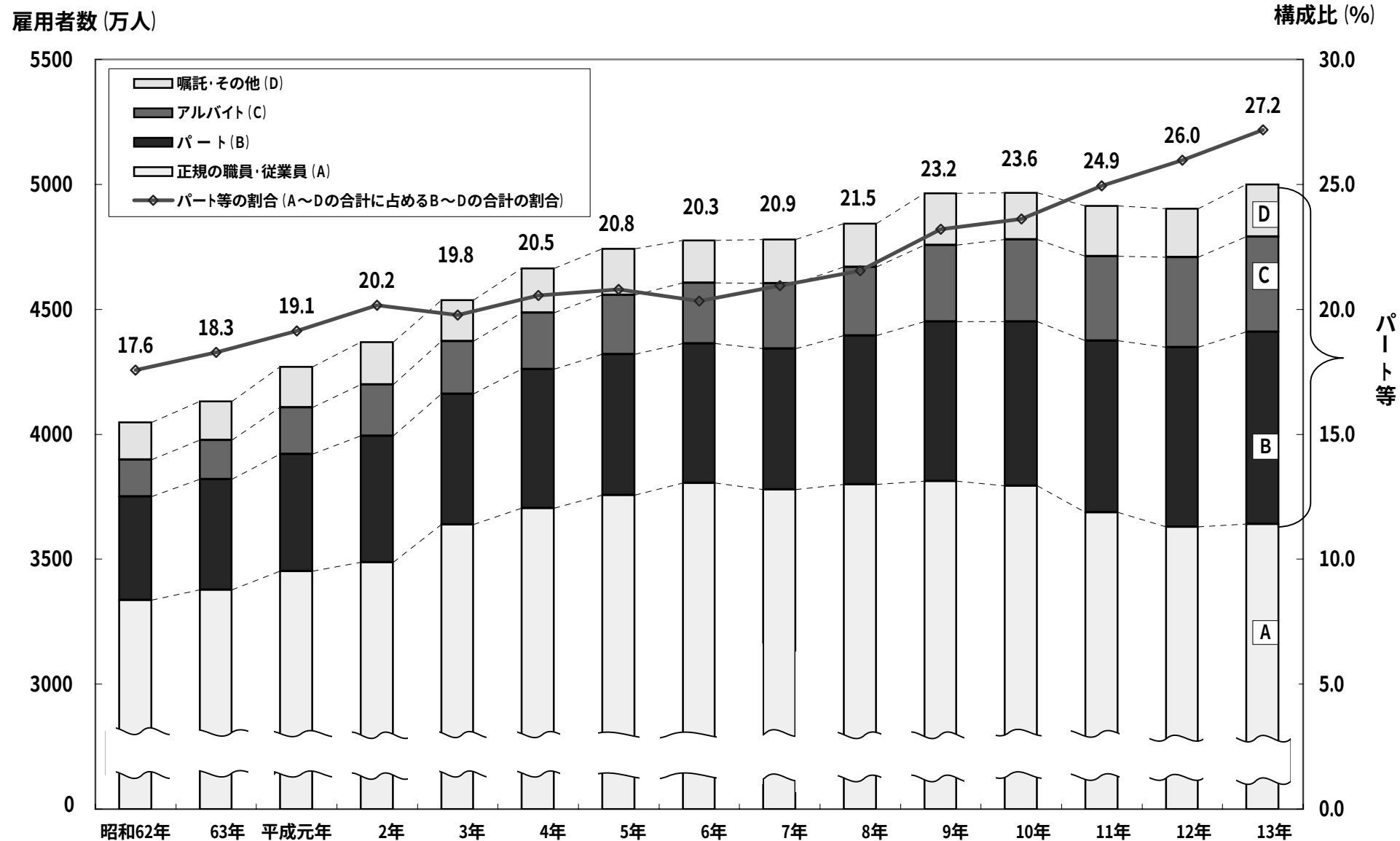


- 注) 1. 出典:「労働力調査特別調査」(総務省統計局)
 2. 男性雇用者と専業主婦の世帯とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 雇用者の共働き世帯とは、夫婦ともに雇用者の世帯。
 4. 雇用者及び自営業の共働き世帯とは、夫が雇用者又は自営業主・内職者で、妻が雇用者又は自営業主・内職者の世帯。
 5. 就業者から農林業及び家族従業者は除いた。

(備考) 男女共同参画会議 影響調査専門調査会

「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する中間報告(平成14年4月)より

雇用形態別雇用者数（役員を除く）の推移



(注) 1. 総務省「労働力調査特別調査」より作成。
2. 各年とも2月現在の計数。

(平成14年3月26日 内閣府)

第2章 家族の働き方の現状と課題

1. 夫婦の働き方の現状

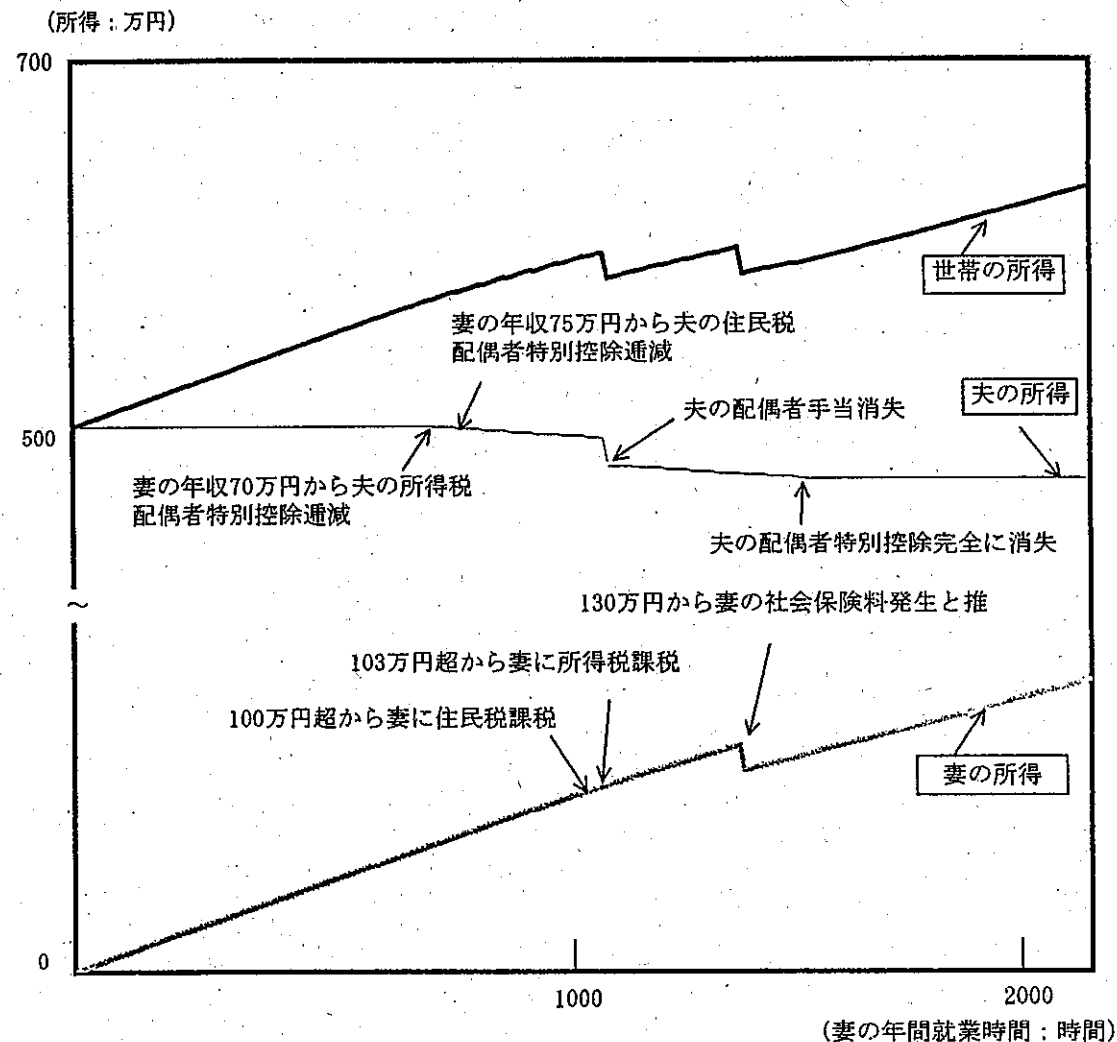
パートタイム賃金を巡る状況

—拡大する女性フルタイム、パートタイム就業者の賃金格差—

(中略)

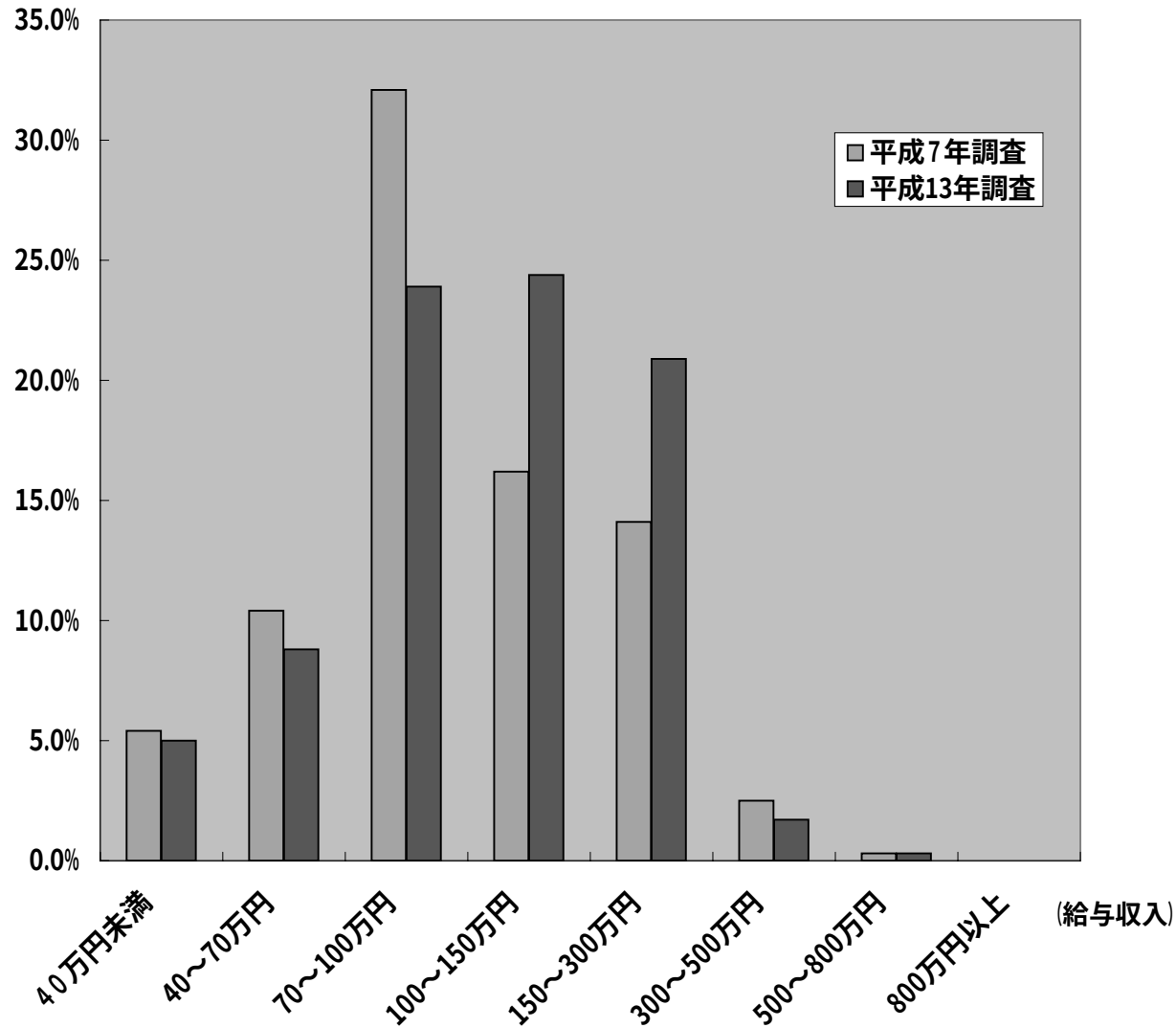
この賃金格差拡大にはさまざまな要因が影響しているものと考えられるがその一つとして、いわゆる「就労調整」の存在が指摘されている。これは、サラリーマンの妻が就業し、妻の収入が増加するのにもなって、夫が企業から支給される配偶者手当が打ち切られること、妻の社会保険料負担が発生すること、夫や妻の税負担が増加することやそれが急増するのではないかという誤解があることから、妻が自身の収入を一定の範囲内に収めるように就業時間等を調整するというものである(第2-7図)。女性パートタイム就業者の年収が90～100万円に集中しているのは、こうした就労調整が影響しているものと考えられるが、これは就業時間によって調整されるだけでなく、時間あたり賃金によって調整される場合もあり、結果的にパートタイム賃金の上昇に抑制的に機能していることが指摘されている。

第2-7図 妻の就業に伴うサラリーマン世帯所得の変化



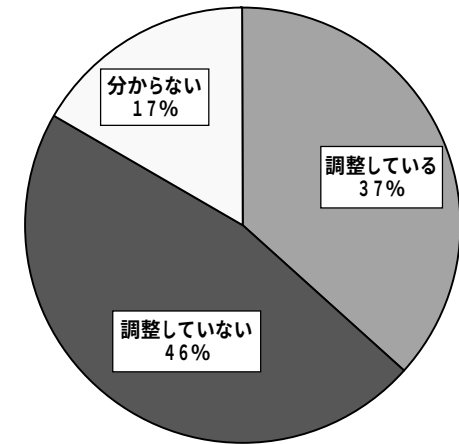
- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」(2000年)、「毎月勤労統計調査報告」(2000年12月)「賃金労働時間制度等総合調査報告」(1997年)、社会保険庁「事業年報」(1999年)により作成。
2. 年金については保険料そのものを負担額として、所得より控除した。
3. 詳細は付注4を参照。

○過去1年間の年収別パート労働者数割合

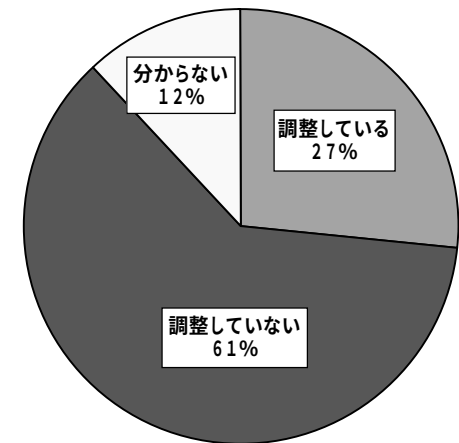


○パートタイム労働者(女子)における
年収の調整割合

平成7年調査

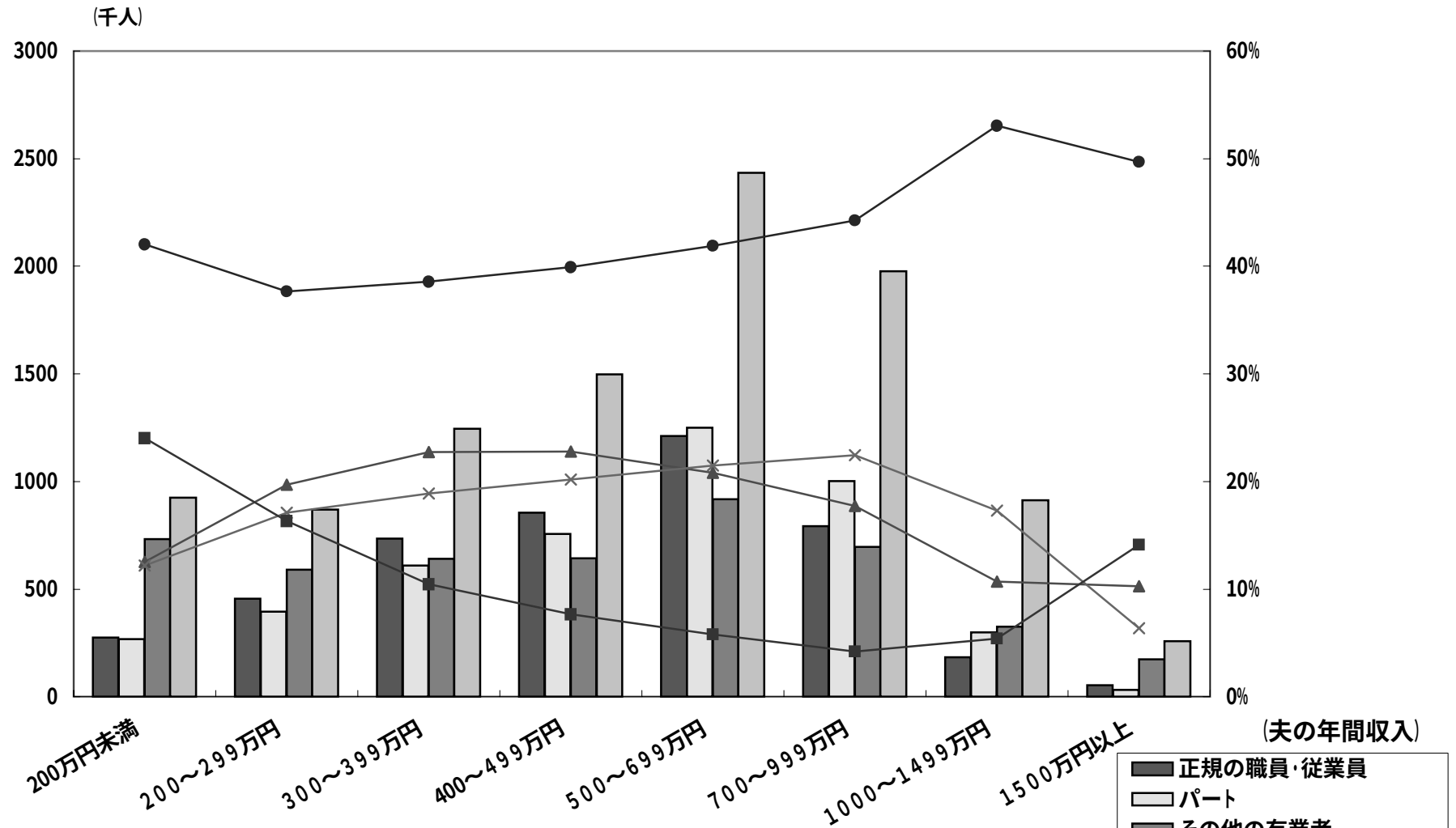


平成13年調査



(備考) 厚生労働省「平成7年パートタイム労働者総合実態調査」、「平成13年パートタイム労働者総合実態調査」により作成

夫の所得（年間収入）階層別妻の就業状況



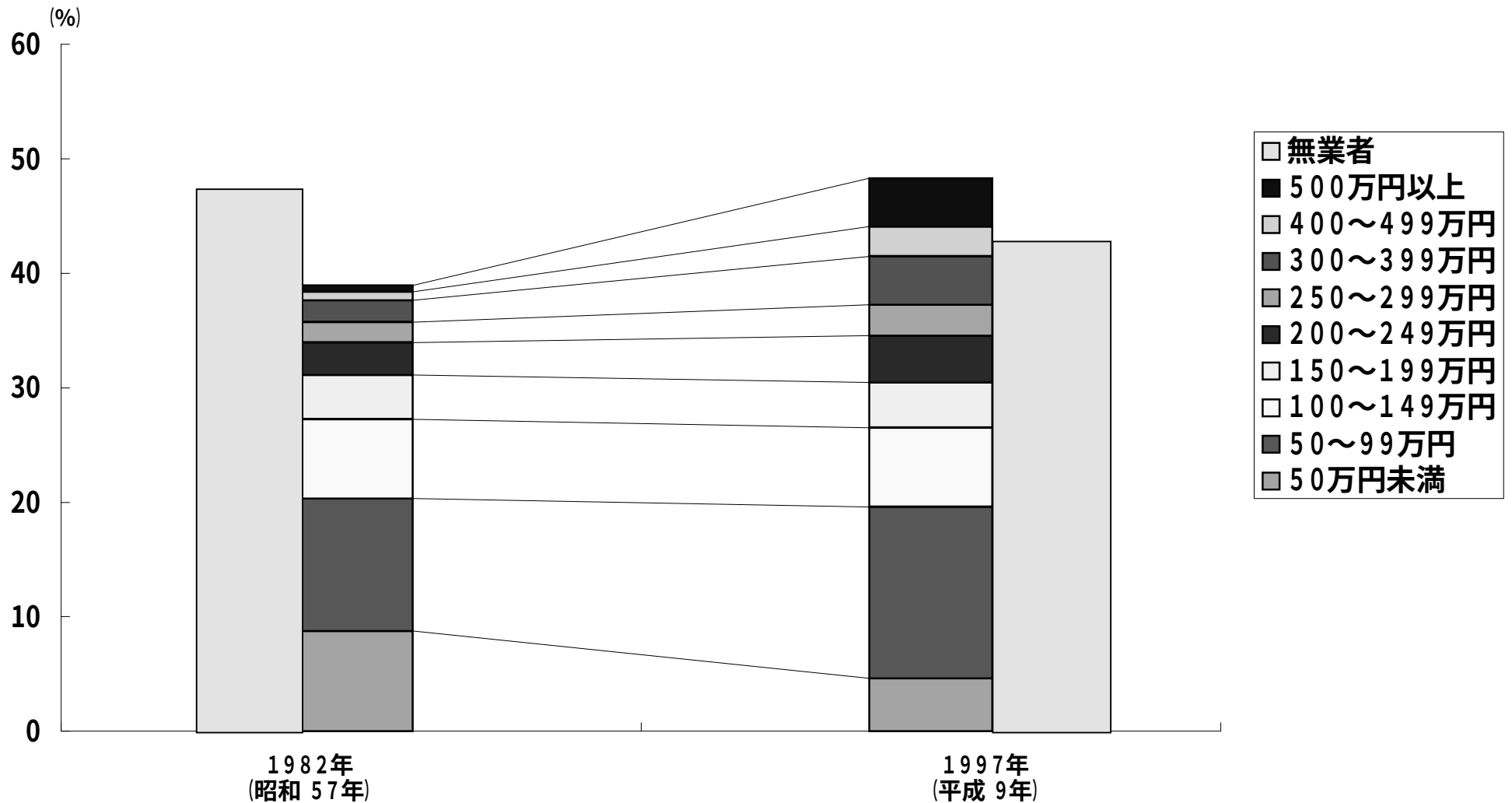
資料：総務省統計局「就業構造基本調査」（1997年）

(注) 1. 夫が有業（家族従業者を除く。）の妻についてみたものである。

2. 「所得」とは、本業から通常得ている年間所得（税込み額）をいい、自営業主の所得の場合は過去1年間の売上総額から必要経費を差し引いたものを、雇用者の所得の場合は過去1年間に得た給与総額を指す。

厚生労働省「平成14年版 厚生労働白書」より作成

妻の就業状態・所得（年間収入）階級別世帯割合の推移



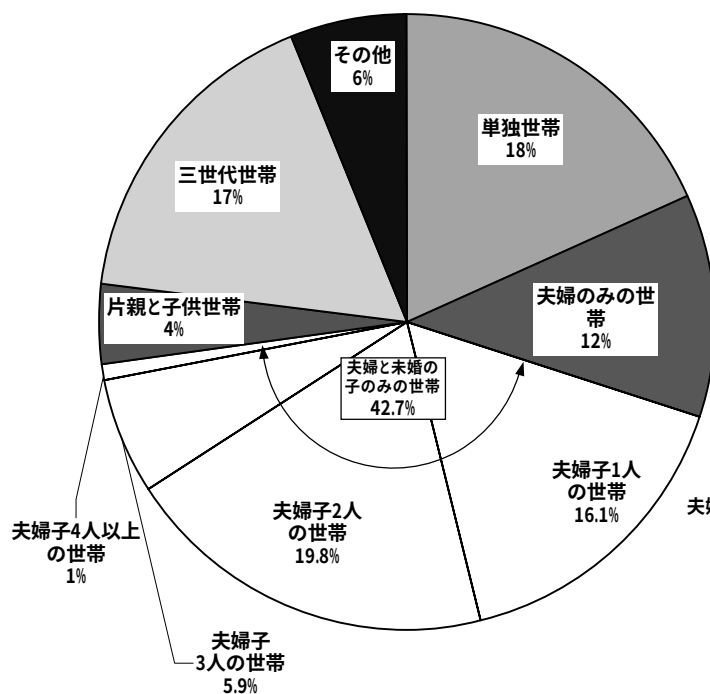
資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

(注) 1. 夫が有業（家族従業者を除く。）の妻についてみたものである。

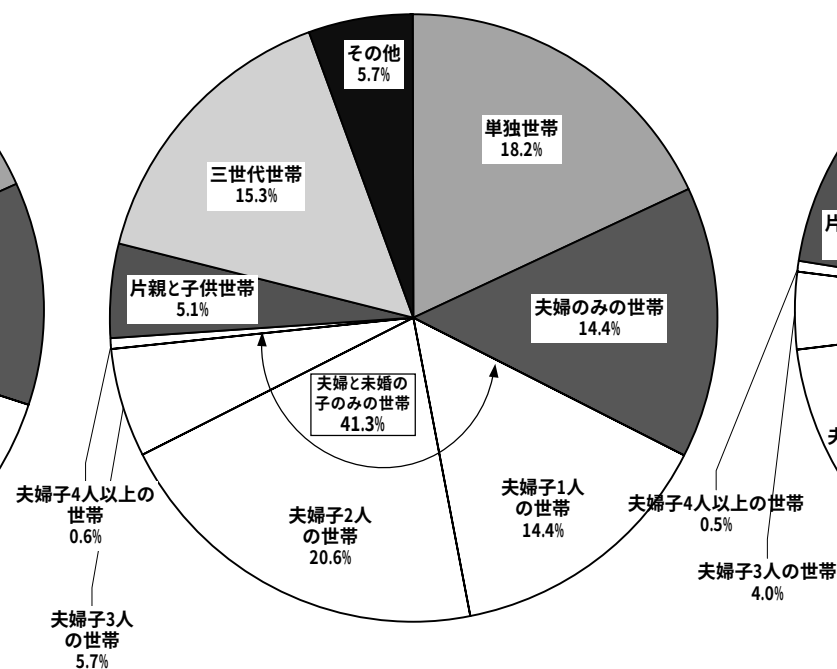
2. 「所得」とは、本業から通常得ている年間所得（税込み額）をいい、自営業主の所得の場合は過去1年間の売上総額から必要経費を差し引いたものを、雇用者の所得の場合は過去1年間に得た給与総額を指す。

世帯構成の状況(昭和50年・昭和61年・平成12年)

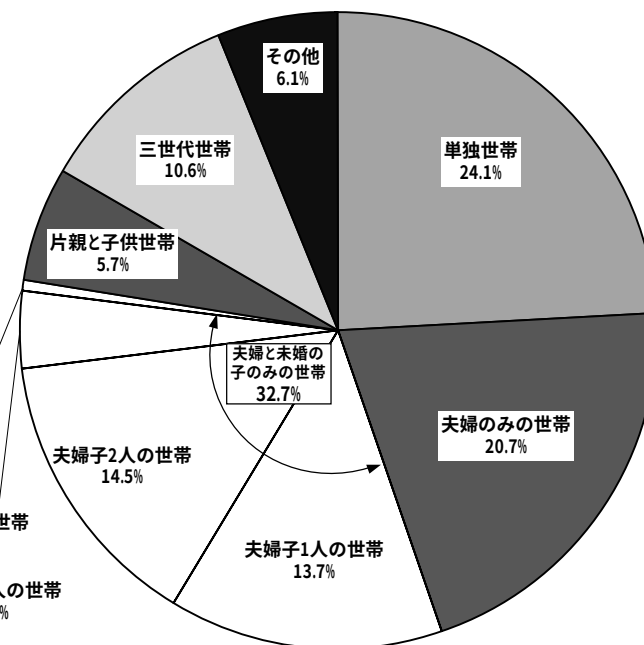
昭和50年分



昭和61年分



平成12年分



(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」により作成

課税最低限の推移

	昭 和 5 0 年	昭 和 6 1 年		現 行	
	万円	万円	昭和50年を 100とした場合	万円	昭和50年を 100とした場合
夫婦子3人の給与所得者	220.0	288.1	129	438.6	197
夫婦子2人の給与所得者	183.0	235.7	129	384.2	210
夫婦子1人の給与所得者	141.8	183.3	129	283.3	200
夫婦のみの給与所得者	107.3	132.2	123	220.0	205
独身の給与所得者	80.0	96.7	121	114.4	143

(注) 現行の夫婦子2人の給与所得者の場合、子のうち1人を特定扶養親族に該当するものとしている。
 現行の夫婦子3人の給与所得者の場合、子のうち1人を特定扶養親族に該当するものとしている。

人的控除の概要

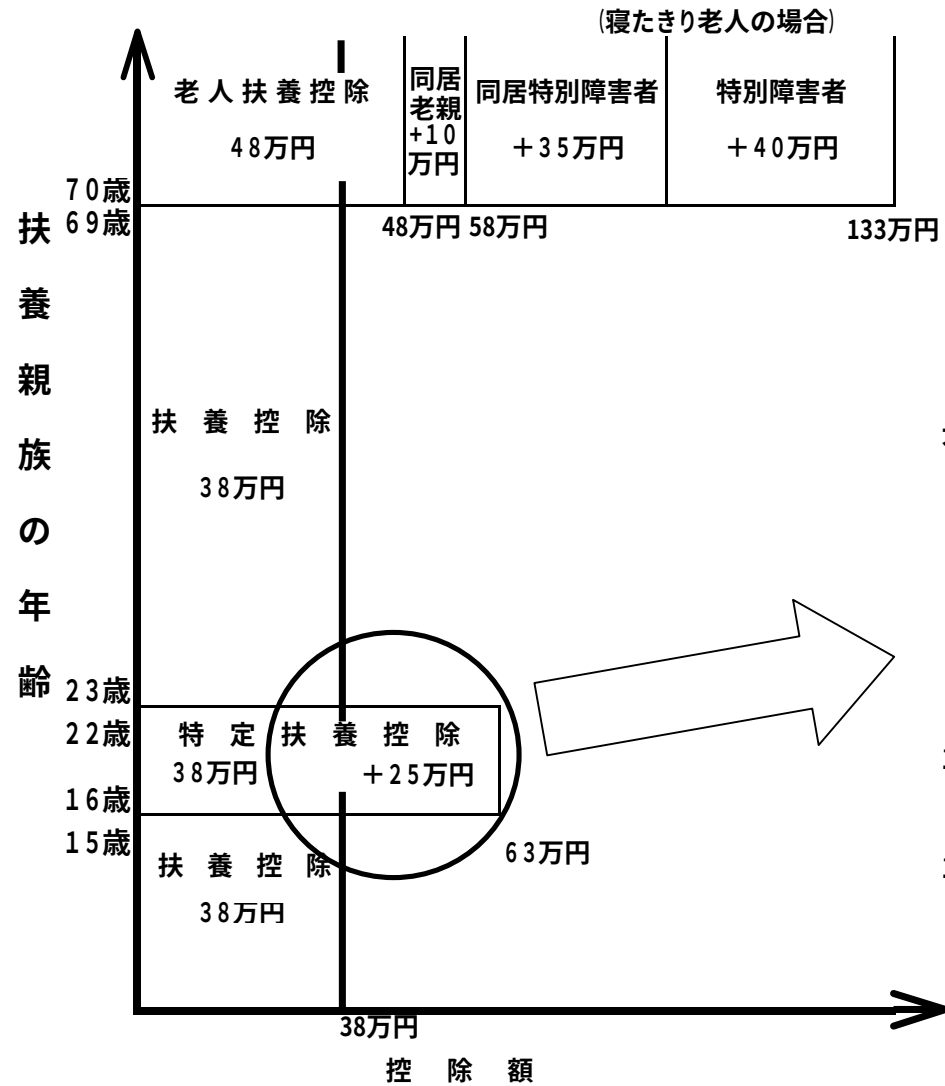
		創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件	
				所 得 税	個 人 住 民 税		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除		・本人	38万円	33万円		
	配偶者控除	控除対象配偶者 (昭和36年)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円		
		老人控除対象配偶者 (昭和52年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円		
		(同居特別障害者加算) (昭和57年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円		
	配偶者特別控除		昭和62年	・生計を一にする配偶者	最高38万円 (配偶者の年間所得による)	最高33万円	年間所得1,000万円以下
	扶養控除	扶養親族	平成元年	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		特定扶養親族	昭和47年	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	
		老人扶養親族	昭和57年	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和54年	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
		(同居老親等加算)		・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円	
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除		昭和25年	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円	
	(特別障害者控除)		昭和43年	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円	
	老年者控除		昭和26年	・本人が65歳以上の者	50万円	48万円	年間所得1,000万円以下
	寡婦控除		昭和26年	・老年者に該当しない者で、 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)		平成元年	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除		昭和56年	・老年者に該当しない者で、かつ、妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除		昭和26年	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下 かつ給与所得等以外が10万円以下

人的控除額の推移（平年分）

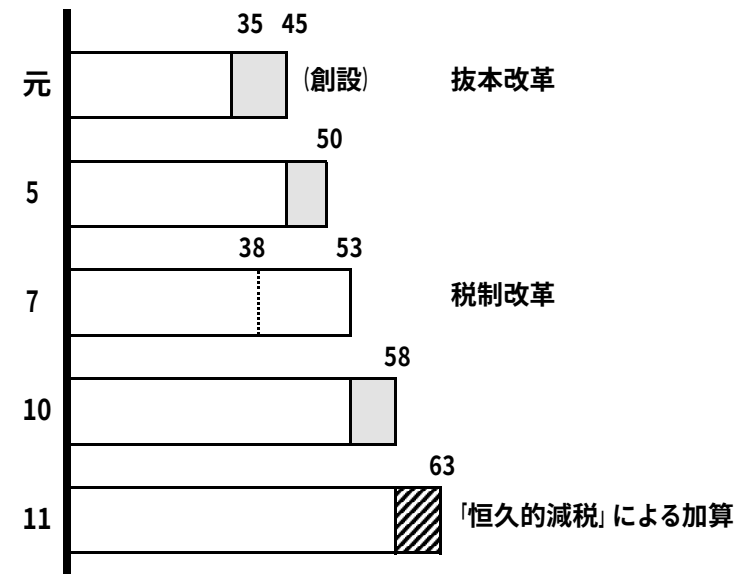
区 分	基礎控除	配偶者 控 除	老人配偶者 控 除	配偶者 特別控除	扶養控除	特 定 扶 養 控 除	年 少 扶 養 控 除	老人扶養控除		同居特別 障害者扶養 (配偶者) 控 除	障害者控除		老年者控除	寡 婦 控 除		寡 夫 控 除	勤労学生 控 除
								一 般	同居老親等		一 般	特 別		一 般	母子家庭		
昭和 年			(52年創設)	(62年創設)		(元年創設)	(11年創設)	(47年創設)	(54年創設)	(57年創設)	(25年創設)	(43年創設)	(26年創設)	(26年創設)	(元年創設)	(56年創設)	(26年創設)
40	13万円	12万円			13歳以上 6万円 13歳未満 5万円						(税額控除) 6千円		(税額控除) 6千円	(税額控除) 6千円			(税額控除) 6千円
41	14	13			6						"		"	"			"
42	15	15			7						(所得控除) 7万円	(創設) 12万円	(所得控除) 7万円	(所得控除) 7万円			(所得控除) 7万円
43	16	16			8						8	13	8	8			8
44	17	17			10						9	14	9	9			9
45	18	18			12						10	16	10	10			10
46	20	20			14						12	16	12	12			12
47	"	"			"			(創設) 16万円			"	"	"	"			"
48	21	21			16			19			13	19	13	13			13
49	24	24			24			28			16	24	16	16			16
50・51	26	26			26			32			20	28	20	20			20
52・53	29	29	(創設) 35万円		29			36			23	31	23	23			23
54・55	"	"	"		"			"	(創設) 40万円		"	"	"	"			"
56	"	"	"		"			"	"	(創設) 34万円	"	"	"	"		(創設) 23万円	"
57	"	"	"		"			"	"	"	"	"	"	"		"	"
58	(30) "	(30) "	(36) "		(30) "			(36) "	(41) "	(35) "	"	"	"	"		"	"
59	33	33	39		33			39	46	40	25	33	25	25		25	25
60・61	"	"	"		"			"	"	47	"	"	"	"		"	"
62	"	(38) "	(44) "	(創設) 11.25万円	"			"	"	(52) "	"	"	"	"		"	"
63	"	"	"	16.5	"			"	"	"	"	"	50	"		"	"
平成元～4	35	35	45	35	35	(創設) 45万円		45	55	65	27	35	"	27	(創設) 35万円	27	27
5・6	"	"	"	"	"	50		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
7～9	38	38	48	38	38	53		48	58	68	"	"	"	"	"	"	"
10	"	"	"	"	"	58		"	"	73	"	40	"	"	"	"	"
11	"	"	"	"	"	63	(創設) 48万円	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
12～	"	"	"	"	"	"	(加算廃止)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

(備考) 1. 昭和58年の()書は、「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」適用後のものである。
2. 昭和62年の()書は、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」適用後のものである。

扶養控除の概要（所得税）



特定扶養控除の沿革



扶養控除の主な沿革（所得税）

	一般扶養控除額	特定扶養控除額	年少扶養控除額	老人扶養控除額	
				一 般	同居老親等
昭和 59 年 平成 元 5 7 10 11 12～	(昭和25年所得控除に改組)			(昭和47年創設)	(昭和54年創設)
	330,000円	(平成元年創設)		390,000円	460,000円
	350,000円	450,000円		450,000円	550,000円
	"	500,000円		"	"
	380,000円	530,000円		480,000円	580,000円
	"	580,000円	(平成11年創設)	"	"
	"	630,000円	480,000円	"	"
	"	"	(平成12年加算廃止)	"	"

(参考) 税制改革についての中間答申(抄) [昭和63年4月28日 政府税制調査会]

一 個人所得課税の負担軽減・合理化

3 人的控除

(1) 所得税

(中略)

② 我が国の所得税の課税最低限は、主要諸外国に比較して既に高い水準に達しており、抜本答申においては基礎的な人的控除は据え置くことが適当であるとしたところである。しかしながら、最近においては、昭和52年及び59年を除き見直しが行われていないことから控除の水準が相対的に低くなつてきており、有業人口に占める所得税納税者の割合も高くなつてきていることや新しい方式の間接税の導入を含む税制改革全体を通ずる税負担のあり方という観点からすれば、中低所得者層の所得税負担の軽減を図る必要があると考えられるところから、基礎的な人的控除について見直しを行い、課税最低限の引上げを図ることが適当である。

③ 具体的には、次のような改正を行うことが適当である。

(中略)

ハ 教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図る見地から、一定の年齢の扶養親族について、扶養控除の割増控除を設ける。

所得税の各人的控除(扶養控除については対象区分別)の減収見込額(平成14年度予算ベース)

区 分	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配偶者特別控除	扶 養 控 除			
					一般の扶養控除	特定扶養控除	老人扶養控除等
平年度 減収額	2.1兆円 程度	0.7兆円 程度	0.5兆円 程度	1.8兆円 程度	1.0兆円 程度	0.5兆円 程度	0.3兆円 程度

寡婦（寡夫）控除

1 制度の概要

納税者が寡婦又は寡夫であるときは次の金額が「寡婦（寡夫）控除」として所得控除できる。

① 通常の場合	27万円
② 特別加算の場合	35万円 (8万円加算)

(注) 寡婦と寡夫 適用要件の比較

		寡 婦 の 要 件		寡夫の要件
		通常の場合	特別加算の場合	
共 通		・ 老年者に該当しないこと ・ 死別若しくは離婚した後婚姻していないこと 又は生死不明の場合		
○ 扶養親族 がいる場合		・ 扶養親族を有 すること	・ 扶養親族であ る子を有する こと ・ 年所得が500 万円以下であ ること	・ 扶養親族であ る子を有する こと ・ 年所得が500 万円以下であ ること
○ 扶養 親族が いない 場合	死別	・ 年所得が500 万円以下であ ること		
	離婚			

2 寡婦（寡夫）控除の沿革

区分	寡 婦 控 除		寡 夫 控 除
	通常の場合	特別加算の場合	
昭和26年	(昭和26年創設) 所得控除 15,000円		
27年	税額控除 4,000円		
30年	〃 5,000円		
37年	〃 6,000円		
42年	所得控除 7万円		
43年	〃 8万円		
44年	〃 9万円		
45年	〃 10万円		
46年	〃 12万円		
48年	〃 13万円		
49年	〃 16万円		
50年	〃 20万円		
52年	〃 23万円		
56年	〃 23万円		(昭和56年創設) 所得控除 23万円
59年	〃 25万円		〃 25万円
元年	〃 27万円	(平成元年創設) 所得控除 35万円	〃 27万円

勤労学生控除

1 制度の概要

本人が勤労学生に該当する場合には、27万円 を「勤労学生控除」として所得控除できる。

(注) 勤労学生の範囲

次の(1)～(3)に該当する者で、自己の給与所得等があり、かつ合計所得金額が65万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の者

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒、児童
- (2) 専修学校、各種学校の生徒で以下の課程を履修する者

専修学校、各種学校の範囲

国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、労働福祉事業団、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、公益法人、農業協同組合連合会、医療法人の設置したもの

① 専修学校の高等過程及び専門課程の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間1年以上
- ・ 1年の授業時間数が800時間以上(夜間その他特別な時間において授業を行う場合は1年450時間以上かつ修業期間を通じて800時間以上)
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

② 専修学校の一般課程、各種学校の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間(普通科、専攻科等の区別された各課程の修業期間が1年以上であって一の課程が他の課程に継続する場合はこれらを通算した期間)が2年以上
- ・ 1年の授業時間数(普通科、専攻科等の区別された課程がある場合、各課程の授業時間数)が680時間以上
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

(3) 職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者で以下の課程を履修する者

上記専修学校の一般課程、各種学校と同じ内容

2 勤労学生控除の沿革

区分	勤労学生控除額	区分	勤労学生控除額
	(昭和26年創設)	45年	所得控除 10万円
昭和26年	所得控除 15,000円	46年	〃 12万円
27年	税額控除 4,000円	48年	〃 13万円
30年	〃 5,000円	49年	〃 16万円
37年	〃 6,000円	50年	〃 20万円
42年	所得控除 7万円	52年	〃 23万円
43年	〃 8万円	59年	〃 25万円
44年	〃 9万円	元年	〃 27万円